

## 地区社会福祉協議会活動総合支援事業 先駆的提案事業助成要領

この助成要領は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下、市社協という。）の地区社会福祉協議会総合支援事業のうち、先駆的提案事業について地区社会福祉協議会総合支援事業実施要綱第 11 条に基づき補足として助成に関することを定めるものである。

### （対象事業）

第 1 条 組織強化事業、広報啓発事業、地域実践事業以外の先駆的・提案的な事業で、市社協会長が認めた事業とする。また、各総合福祉センター地域福祉担当や地域支援合い推進員（生活支援コーディネーター）と企画・立案段階から協働作業で連携を図ること、継続して事業を行うことを必須とする。

### （対象経費）

第 2 条 助成対象経費について、以下のとおり定める。

費目	説明
消耗器具備品費	事業の実施に必要な消耗品、備品等の購入費用
印刷製本費	事業を周知するためのチラシ等の印刷代等
通信運搬費	チラシ、連絡文書等の郵送料等
使用料及び賃借料	器具備品のレンタル料や、会場の使用料等
損害保険料	参加者、ボランティアにかかる損害保険料等
車輛燃料費	事業実施に必要な車輛燃料費（実費相当額）
その他	市社協会長が必要と認める経費

### （交付申請及び交付決定）

第 3 条 助成金の交付を受けようとする地区社会福祉協議会（以下、地区社協という。）は、助成金申請書（様式 5）、収支予算書（様式 6）、その他事業内容が分かる書類を添付し、市社協会長に申請する。

2 地区社会福祉協議会活動総合支援事業実施要綱第 7 条、別表に基づき、申請書類をもって審査する。1 事業につき 1 回限りの申請とし、1 申請あたり 100,000 円以内かつ事業経費×10/10 を交付する。

ただし、市社協は申請内容によっては申請金額を減額して交付決定できるものとする。

### （請求及び実績報告）

第 4 条 交付決定を受けた地区社協は、速やかに助成金請求書（様式 7）を提出し、事業終了後、実施報告書（様式 8）、収支決算書（様式 9）、事業の成果が分かるもの（領収書、写真等）を速やかに提出する。

(助成金の返還)

第5条 市社協は地区社協に対して、対象となる事業が実施できなかった場合や、余剰金が生じた場合、助成金の一部または全額の返還を求めることができる。

附 則

この要領は、平成30年7月27日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。